

庁舎訪問学習の実施について

令和３年１２月２０日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会中部事務所では、将来を担う学生に対し、独占禁止法や公正取引委員会の業務について説明し、将来の進路選択に役立てていただくための庁舎訪問学習を実施しています。

このたび、以下の内容で庁舎訪問学習を実施することになりました。

なお、今回の庁舎訪問学習では、独占禁止法教室（別紙）も併せて開催します。

記

- １ 日 時 令和３年１２月２７日（月）１０：３０～１１：３０
- ２ 場 所 名古屋合同庁舎第２号館８階 公正取引委員会第３会議室
名古屋市中区三の丸２－５－１
- ３ 対 象 三重県立四日市南高等学校 第１学年及び第２年
- ４ 内 容
 - （１）独占禁止法教室（シミュレーションゲームで学ぶ市場経済等）
 - （２）業務説明（公正取引委員会の業務、過去の違反事例の紹介等）

※ 今回の庁舎訪問学習は、マスク着用、手指消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、実施いたします。

また、カメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、令和３年１２月２４日（金）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課
電話	０５２－９６１－９４２１（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。
- ※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。(生徒)
- 企業が競争をやめてカルテルを結ぶと私たちの暮らしにどのような影響が及ぶのかが分かった。(生徒)
- 独占禁止法がどれだけ大切な法律なのか知ることができた。(生徒)
- ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。(先生)

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H30年度	61校	54校	121校
R1年度	57校	56校	120校
R2年度	29校	9校	96校

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局中部事務所

総務課 担当：林，奥田

TEL 052-961-9421（直通）